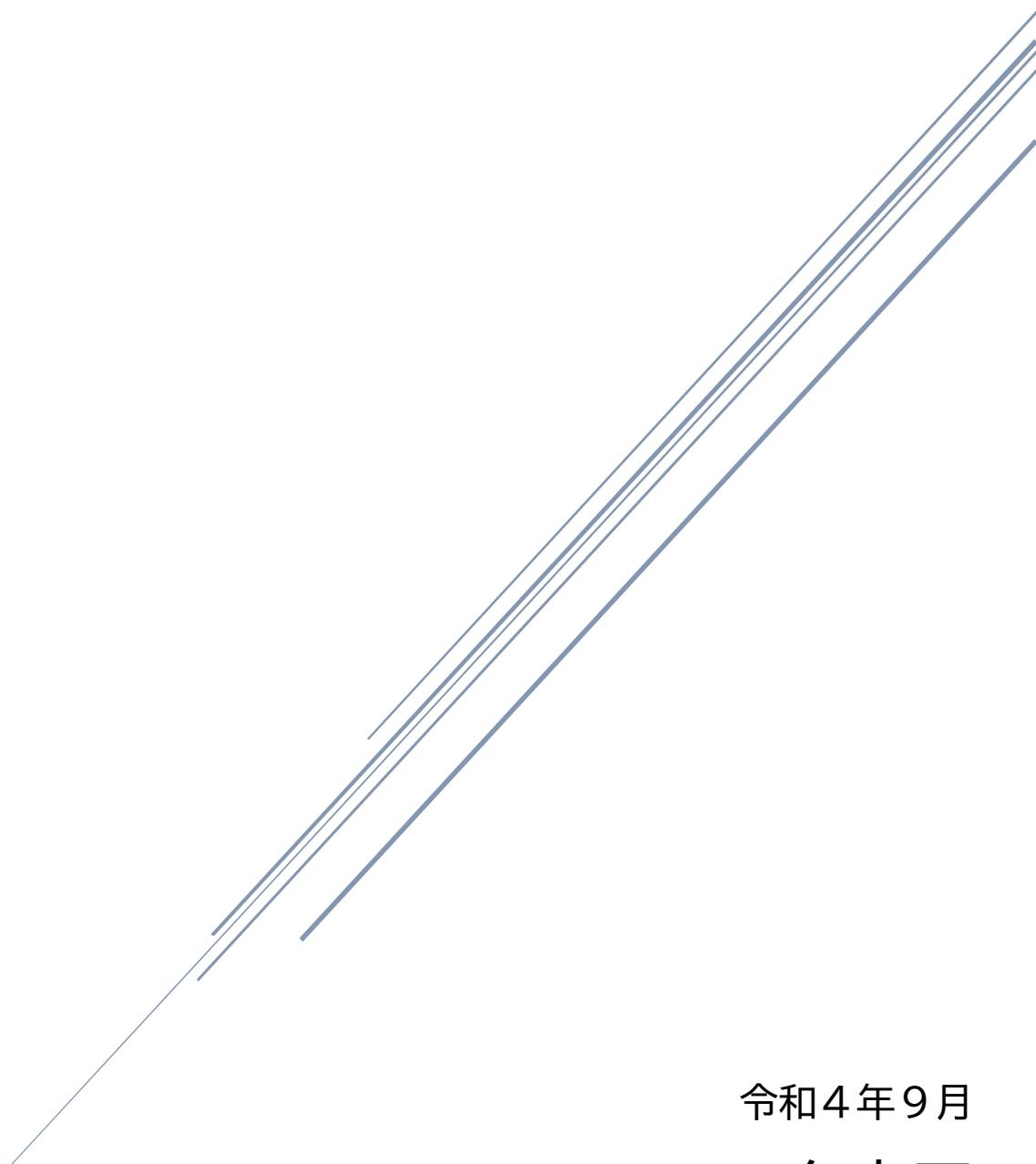


(仮称) 北上野二丁目福祉施設 基本構想



令和4年9月

台東区

はじめに

本区は、台東区基本構想に「あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現」や「いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現」を基本目標として掲げ、区民の豊かな生活の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

基本構想を受け、台東区次世代育成支援計画や台東区障害福祉計画では、妊娠・出産に対する支援、子供・若者の成長と自立の支援、地域生活支援や障害児（者）支援の充実などを基本目標として位置づけ、地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指すとともに、障害児（者）が住み慣れた地域で安心して充実した暮らしができるよう、取り組みを推進しています。

昭和50年に開設した松が谷福社会館は、施設の老朽化が進むとともに、重症心身障害者デイサービスの利用者増や、心身の発達に心配のある子供への相談や支援、平成24年の児童福祉法改正により創設された「児童発達支援センター※1」に対応するため、大規模改修を検討してきました。また、医療的ケア児（者）やその家族に対する支援のため、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、身近な地域で支援が受けられるよう、相談や支援を充実させる必要があります。そして、子育てや子供の発達など、保健、福祉、教育など様々な分野に関わる相談機能や生きづらさを抱えた若者の相談、社会的自立に向けた相談や支援など新たな機能も求められています。

令和4年6月の児童福祉法の改正では、子ども家庭総合支援拠点※2（児童福祉）と母子健康包括支援センター※3（母子保健）の設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター※4」の設置に努めることとしています。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援推進大綱では、「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組んでいく」としています。

こうした状況を踏まえ、旧上野忍岡高校跡地へ（仮称）北上野二丁目福祉施設（以下、「新施設」という）を整備し、松が谷福社会館の利用者だけでなく、出産や育児に不安を抱える妊産婦や、悩み・生きづらさ等を抱えて暮らしてきた子供や若者など、多くの区民が安心して生活を送れるよう、一人ひとりに応じた支援を提供していきます。また、障害や悩みなどのあるなしに関わらず、全ての区民に相談や支援の輪が広がるよう、誰もが集う施設を目指し、本基本構想ではこの後の基本計画の策定に向けて、新施設の行政機能を整理しました。

目次

I	本区の現状と課題	1
1	現状と課題	2~4
	(1) 児童福祉分野	
	(2) 若者支援分野	
	(3) 障害福祉分野	
	(4) 母子保健分野	
	(5) 教育分野	
2	新施設に求められること	5
II	新施設の概要	7
1	新施設の目指す姿	8
2	主な機能等	9~13
	(1) 子供・若者相談支援拠点	
	① 総合相談窓口	
	② 情報連携	
	③ 支援機能	
	(2) 障害者の地域生活を支える場	
	① 障害者デイサービス	
	② 障害者社会参加援助	
	③ 障害者自立支援センター	
	(3) 交流の場	
	(4) 災害対策機能	
3	整備予定地	14~15

Ⅲ	今後の検討	17
1	基本計画の策定	18
2	整備スケジュール（予定）	18
Ⅳ	参考資料	19
1	これまでの検討経過	20～21
2	用語解説	22～23

図 表 目 次

Ⅱ－１	相談から支援の流れ（イメージ）・・・・・・・・・・	11
Ⅱ－２	整備予定地・・・・・・・・・・	14
Ⅲ－１	整備スケジュール（予定）・・・・・・・・・・	18

I 本区の現状と課題

1 現状と課題

(1) 児童福祉分野

◎現状

令和2年国勢調査では、本区における18歳未満の親族のいる家庭の約9割が核家族世帯となっています。区では、子ども家庭支援センターを設置し、子供に関する総合相談などの子育て支援事業を実施していますが、本区の虐待・養育困難に関する新規相談件数や要保護児童数は、増加傾向にあります。

18歳未満の児童が家族の介護等を行う、いわゆるヤングケアラーの問題や、社会からの孤独・孤立の問題等、子供を取り巻く環境で様々な問題が顕在化しています。

また、松が谷福祉会館のこども療育室では、身体、知的障害に加え、発達障害など、相談や利用希望が増加するとともに、療育ニーズは多様化しています。

◎課題

核家族化の進行や地域との繋がり希薄化から、子育て家庭が、親族や地域の方から子育てのアドバイスや支援を受けにくくなっているため、子育て家庭に向けて、子育てに関する様々な情報提供をはじめとした、子育て支援策を充実する必要があります。

また、区では、「要保護児童支援ネットワーク」を設置し、虐待の未然防止等を図っていますが、児童虐待による悲劇を未然に防止するためにも、虐待の早期発見・早期対応に繋げられる支援体制の充実や関係機関の連携強化が必要です。

さらに、こども療育では、日常の基本的な生活習慣や社会生活への適応力を身につけるための専門的な支援が必要です。増加する相談や療育ニーズへの対応が必要とされています。

(2) 若者支援分野

◎現状

子供・若者を取り巻く社会状況は目まぐるしく変化しており、精神疾患や人間関係の問題など、様々な要因で社会にうまく適応できないなど、生きづらさを抱えた若者が増加しているほか、貧困や若年無業者(ニート)、

ひきこもり等の問題は複合的であり、複雑化しています。

平成30年度台東区次世代育成支援に関するニーズ調査によると区内の15歳～39歳のひきこもり状態にある若者は約1,000人と推計されます。

◎課題

若者が抱える様々な問題には複合的な要因があり、それに対応できる窓口の設置が必要です。

また、ひきこもりの長期化は本人やその家族にとって精神的・経済的負担になっていることから、自立と社会参加に向けた一人ひとりの状態に応じた伴走型の支援が求められています。

(3) 障害福祉分野

◎現状

令和元年度に実施した障害者実態調査において、障害者が地域で安心して暮らすために重要と思う施策として、「障害に対する理解の促進」が56.6%で最も高く、次に「相談支援体制の充実」が39.0%となっています。

また、松が谷福祉会館の重症心身障害者デイサービスは、すでに定員に達している一方、引き続き利用希望者は漸増傾向にあります。さらに、医療的ケアを必要とする障害児(者)が増加しています。

◎課題

障害者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、一人ひとりのニーズを的確に把握し、サービスに繋げる相談や支援体制の充実が必要です。あわせて、松が谷福祉会館の重症心身障害者デイサービスの定員を拡充するとともに、医療的ケアへの対応も充実させる必要があります。

さらに、区民や地域社会が、障害児(者)に対する理解をより一層深めていくための取り組みが重要です。

(4) 母子保健分野

◎現状

本区では、ゆりかご・たいとう^{※5}による全ての妊婦への面接や乳児家庭全戸訪問、産後の母子支援等、妊娠期から子育て期までの支援を台東保健所と浅草保健相談センターで実施してきました。

令和元年度からは浅草保健相談センターにおいて母子健康包括支援担

当を設置し妊娠期からのサポートプラン作成や産後ケアなど母子保健への対応を強化しています。

また、乳児家庭全戸訪問を実施後、育児不安などの理由で継続支援を行った事例が増えてきています。

◎課題

初めての育児などで不安がある方のほか、多様化する家族形態に対応していくため、関係者と連携した支援を行うなど、支援の充実が必要です。

また、今後は、家族や地域の方も含めたより一体的な子育て支援を行う体制づくりが必要です。

さらに、子供が生涯にわたり、心身ともに健康で過ごせるよう、親子に対して、引き続き、指導や支援を行っていくことも重要です。

(5) 教育分野

◎現状

近年、小・中学校における不登校児童生徒数やいじめ認知件数は、本区を含め全国的に高い水準にあり、生徒指導上の課題が深刻化しています。

本区の小・中学校においても、依然として、様々な理由により長期欠席傾向にある児童・生徒がいます。学校は、子供たちの置かれている状況を把握し、個別対応をしているほか、社会的自立や学校への復帰に向けて主体的に生活指導相談学級（あしたば学級）※6に通級している児童・生徒もいます。

また、障害や発達面で心配のある幼児・児童の就学に向けた相談や、言語障害や難聴、情緒障害等で配慮が必要な児童・生徒を対象とした通級指導学級等への通級に向けた相談も増加しています。

◎課題

いじめや不登校、発達相談等に関する教育相談の強化や子ども家庭支援センターや医療機関との連携など、児童・生徒が健やかに活動でき、保護者が安心して子供を学校に通わせることができる環境作りが必要です。

また、長期欠席傾向にある児童・生徒に対しては、引き続き、子供が置かれている個々の状況を理解していくとともに、その解消に向けて、家族・学校等と連携しながら、継続的に支援する必要があります。

2 新施設に求められること

新施設には、松が谷福祉会館の機能の充実に加え、子育て、子供・若者の相談や支援について新たな機能が求められています。

妊産婦、子供又はその家族等が抱える課題は、要因が複合的であり内容が多様化しているため、適切な支援に向けて、相談や支援の担当部署が連携を深める必要があります。また、課題が複合的な場合には、相談すべき事項や解決しなくてはならない課題が不明確な場合もあり、どこに相談してよいかわからない方もいます。そのため、気軽に立ち寄れる相談窓口や、様々な分野にわたる相談に対応できる体制、さらには、日常生活の中から相談や支援に繋がられる環境も必要です。

そして、区では、子育て、子供・若者それぞれの分野で事業を実施するとともに、支援の内容に応じた連携を図っていますが、相談内容に応じた的確な支援を実施するために、より一体的な対応が求められています。そのためには、各分野の情報連携の強化も必要です。

Ⅱ 新施設の概要

1 新施設の目指す姿

- ◎ 妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族の複合的な悩みや困りごとについて、全てを一か所で相談できる窓口を設け、ライフステージや発達段階に応じて、一体的・継続的に支援します。
- ◎ 障害のある方が自分らしく暮らしていけるように、地域での生活を支える日中活動の場等を充実します。また、障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現を目指し、地域社会における障害の理解促進を図ります。
- ◎ 誰もが気軽に立ち寄れる施設として、多様な交流を創出します。

2 主な機能等

新施設は、子育て及び子供・若者における全ての相談や支援の求めに対して、迅速かつ的確に、相談から支援に繋ぐことができる施設であるとともに、多くの区民が気軽に立ち寄ることのできる施設を目指します。

また、多様化・複雑化する福祉ニーズに合わせ、障害のある方が自分らしく暮らしていけるように、障害者の地域生活を支える日中活動の場等を整備するとともに、多くの区民が障害に対して関心を寄せ、理解を深められるよう、意識啓発を推進する場を整備します。

さらに、災害発生時に施設利用者や地域住民に対応できる機能を整備します。

(1) 子供・若者相談支援拠点

① 総合相談窓口

総合相談窓口は、妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族から、どのような相談でも受け付け、専門の相談や支援に繋げていきます。そのために、「総合相談」、「コーディネート」及び「専門相談」の三つの機能が密接に連携し、対象者が適切な支援を受けられるよう調整を図ります。

また、相談者の説明の負担を軽減するとともに、関係機関との連携を円滑に進めるために、相談内容を一元化し関係者間で共有します。

ア 総合相談

相談を最初に受ける窓口機能を整備し、「どこに相談したらよいかわからない」、「何を相談したらよいかわからない」相談に対応するとともに、子供が関わる施設等からの情報を受け、適切な専門相談に繋いでいきます。

イ コーディネート

総合相談が受けた相談内容のうち、専門分野が不明確な場合や、重層的な支援が必要と判断されるものは、専門相談の前に必要な調整を行うとともに、相談者に対して伴走支援を行います。

ウ 専門相談

総合相談が受けた相談や調整を経た相談は、専門相談を通じて施設内の支援に繋がります。

また、相談や支援内容に応じて、施設外の支援機関にも繋いでいきます。

② 情報連携

相談内容の要因は、複合的かつ多様化しているため、個々に応じた支援を継続して的確に実施できるよう、情報のシステム連携をさらに強化し、関係者間で相談や支援の内容を共有します。

③ 支援機能

新施設では、子育て及び子供・若者の支援に必要な機能を集約し、相談を受けてから迅速かつ的確な支援を提供します。

また、それぞれの支援機関が有機的に連携することで、複合的な問題への円滑な対応や、ライフステージや発達段階に応じた一体的な支援を行います。

ア 子育て支援

今年度公布された改正児童福祉法に基づき、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と母子健康包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」を設置します。

こども家庭センターでは、妊娠期の相談から子育てや子供に関する相談を受けて、支援に繋ぐための橋渡しや継続した支援を行っていきます。

また、「あそびひろば」や「いっとき保育」を整備するほか、学齢期の子供に対する学校や家以外での子供への支援の場を提供します。

イ 若者支援

生きづらさを抱えた若者やひきこもりなど、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する、概ね中学校卒業から39歳までの若者に対して、電話及び訪問・来所相談を実施し、社会に一步踏み出すための若者への支援を提供します。

また、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として、子ども・若者育成支援推進法で規定する「子ども・若者総合相談センター※7」の役割を担っていきます。

ウ 児童発達支援

未就学で、心身の発達に心配のある子供や、障害のある子供へのサービス提供の定員の拡大やその保護者への支援を充実します。

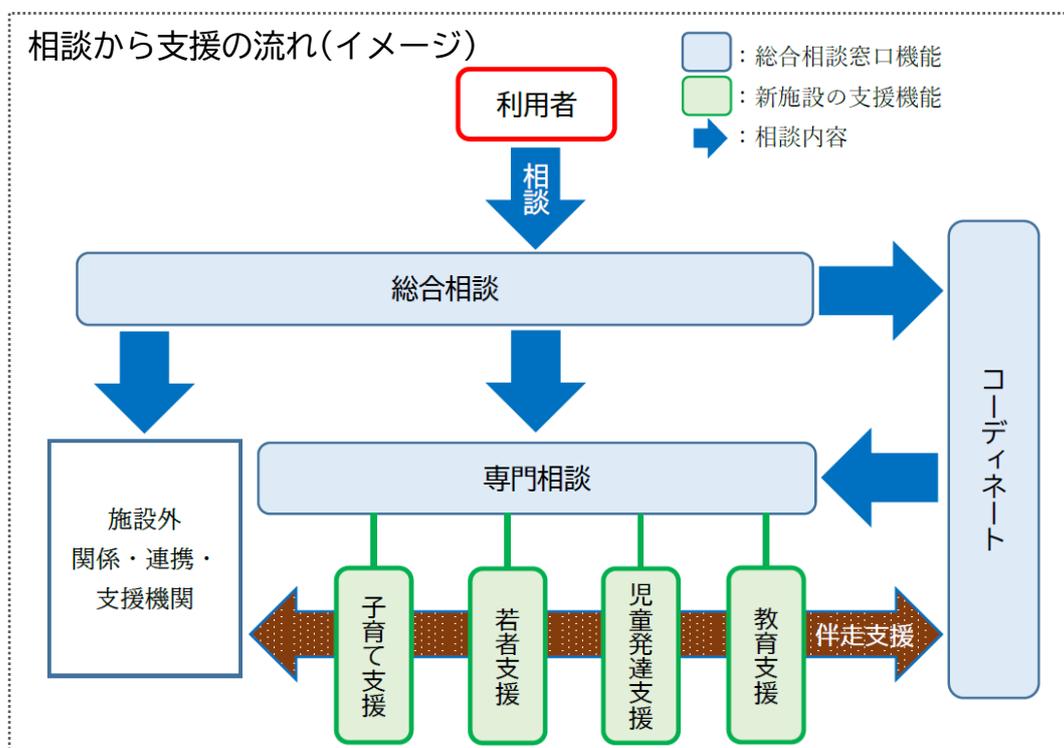
また、児童福祉法に規定する指定基準を満たした「児童発達支援センター」を設置し、相談や支援の充実を図ります。

さらに、高度な専門性に基づく児童の発達やその家族への支援、地域の事業所へのスーパーバイズなど機能の充実を図り、地域における児童発達支援の中核的な役割を担います。

加えて、重症心身障害児の放課後等デイサービスを実施します。

エ 教育支援

あしたば学級を含む教育支援機能に加え、教育相談の一環として、就学相談を実施します。これにより、子供の不登校や発達等について、関係機関とのより密接な連携を図り、広範にわたって子供を取り巻く状況の把握や支援を実施していきます。



図表 II - 1 相談から支援の流れ (イメージ)

(2) 障害者の地域生活を支える場

① 障害者デイサービス

重症心身障害者を対象として、デイサービス提供規模の拡充を図るとともに、痰の吸引、経管栄養、導尿、気管切開等の医療的ケアを充実させたサービスを提供します。

さらに、施設内に調理室や浴室を整備し、デイサービス利用者に昼食や入浴サービスを提供します。あわせて、これらの設備を活用して、希望する区内の在宅障害者や日中活動の場を提供する事業所にもサービスを拡げ、介護者の負担軽減や区全体のサービスの充実を目指します。

また、重症心身障害者デイサービス終了後の時間帯における支援の場を整備します。

② 障害者社会参加援助

脳血管障害等の中途障害者を対象に、機器の利用による予防的リハビリや相談事業を実施するとともに、魅力ある社会参加プログラムを提供するなど、新たな利用者やニーズにも対応します。

③ 障害者自立支援センター

障害者が一人ひとり尊厳をもって生活できるよう、相談体制の充実や相談員の質の向上を図ります。

さらに、「基幹相談支援センター※⁸」として、地域の相談支援事業者への指導・助言や人材育成等の支援を通して、区内の障害者に関する相談事業を充実します。

(3) 交流の場

相談や支援が必要な方の利用に加え、子供から大人まで様々な年代の人や、立場が異なる人が共に利用でき、気軽に立ち寄れる施設とすることで、相談窓口の利用促進を図ります。

また、新施設を広く周知・啓発するため、区又は民間団体等の催しに活用できるスペースを整備し、地域の活性化に資する場を設けます。

(4) 災害対策機能

災害発生時に、施設の資源を活かし、施設利用者や地域住民に対応できる機能を整備します。その他、区として必要な機能を整備します。

ア 二次（福祉）避難所

現在、松が谷福祉会館が指定されている二次（福祉）避難所を新施設に整備し、一般の避難所で生活することが難しい障害者等の要配慮者に対する避難所として、健康管理や相談等のきめ細かい支援を行います。

イ 防災機能

昨今の災害発生状況に鑑み、発災時に避難者を適切に受け入れられる体制を構築するとともに、食料品や資材に加え、感染症対策資材等を備蓄するなど、防災機能の充実を図ります。

3 整備予定地

住所	台東区北上野2丁目24番
アクセス	東京メトロ日比谷線「入谷駅」から徒歩2分
敷地面積	3,676.05㎡
区全体図	
整備予定地 周辺地図	

図表Ⅱ-2 整備予定地

新施設の整備予定地は、昭和通りと言問通りが交わる入谷交差点から近く、本区のほぼ中央に位置しています。周辺には、台東区役所や台東保健所をはじめとした複数の公共施設が存在し、これらの施設と連携を図っていくことで、より良い行政サービスの提供が可能です。

また、JR上野駅・鶯谷駅や東京メトロ日比谷線上野駅・入谷駅など、複数の公共交通機関が利用可能であるため、区内全域からアクセスしやすい立地です。

こうした立地条件を活かすとともに、総合相談窓口をはじめとした新たな機能の整備や利用者の利便性向上を図るため、敷地全体を有効活用し、区民に効率良く行政サービスを提供できるよう、総合的な施設を整備していきます。

Ⅲ 今後の検討

1 基本計画の策定

施設に必要な機能等を示した基本構想を踏まえ、より具体的な機能等を検討し、施設整備上の各種規定等を整理するほか、基本設計・実施設計に繋がる諸室の配置や施設規模等を整理していくことで、以下の諸条件を整理し、基本計画を策定します。

また、行政需要をもとに機能等を整理した基本構想に加え、地域や関係団体の意見等を踏まえながら、基本計画ではより具体的な内容を検討していきます。

- ア 基本構想で示した必要な機能等について、具体的な内容の検討
- イ 必要諸室や動線の整理を踏まえた、ゾーニングや施設規模の検討
- ウ 施設を構成する組織や人員配置の検討
- エ 効果的な施設の運用を適える構造、設備や環境等の検討
- オ その他、基本構想の内容及び各種規定等の再確認

2 整備スケジュール（予定）

- 令和 4年度～ 基本計画策定
- 5年度～ 基本設計・実施設計
- 7年度～ 建設工事
- 10年度 新施設開設

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
計画・設計・工事	基本計画		基本設計 実施設計		建設工事			新施設 開設

図表Ⅲ－1 整備スケジュール（予定）

※ 設計及び建設工事の期間について、現段階では敷地面積のみを条件に算出しています。そのため、基本計画で施設規模が明らかになった段階であらためて工期を示していきます。

IV 參考資料

1 これまでの検討経過

年度	月	庁内	区議会
30	12		平成30年第4回定例会 ■松が谷福祉会館の再整備について
	3	第1回松が谷福祉会館再整備 庁内プロジェクトチーム会議	
元	5	第2回松が谷福祉会館再整備 庁内プロジェクトチーム会議	
	6		令和元年第2回定例会 ■松が谷福祉会館再整備の今後の取組みについて
	7	第3回松が谷福祉会館再整備 庁内プロジェクトチーム会議	
	9	第4回松が谷福祉会館再整備 庁内プロジェクトチーム会議	
2	8	第1回旧上野忍岡高校跡地新 施設整備プロジェクトチーム 会議	
	10		令和2年第3回定例会 ■松が谷福祉会館整備場所の 変更について
	11	第2回旧上野忍岡高校跡地新 施設整備プロジェクトチーム 会議	
	12	第3回旧上野忍岡高校跡地新 施設整備プロジェクトチーム 会議	
	3	第4回旧上野忍岡高校跡地新 施設整備プロジェクトチーム 会議	令和3年第1回定例会 ■(仮称)北上野二丁目福祉施 設の検討状況について
3	4	第1回(仮称)北上野二丁目福 祉施設整備プロジェクトチ ーム会議	

年度	月	庁内	区議会
3	6		令和3年第2回定例会 ■（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備について
	11	第2回（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議	
	1	第3回（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議	
	2		令和4年第1回定例会 ■（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備について
4	5	第1回（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議	
	7	第2回（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議	
	8	第3回（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議	
	9	臨時会（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議	

2 用語解説

※1 児童発達支援センター

障害のある未就学の子供に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行う地域の中核的な療育施設。

※2 子ども家庭総合支援拠点

子供とその家族及び妊産婦を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務を行う拠点。本区における「日本堤子ども家庭支援センター」。

※3 母子健康包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、妊産婦等の支援に必要な実情の把握、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導、関係機関との連絡調整並びに支援プランの策定を行う。本区における「台東保健所保健サービス課」及び「浅草保健相談センター」。

※4 こども家庭センター

これまで子ども家庭総合支援拠点や母子健康包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取り組みに加え、サポートプランの作成や地域資源の開拓を行い、さらなる支援の充実・強化を図る。

※5 ゆりかご・たいとう

妊娠届出時などの機会を捉え、妊婦に対し母子保健や育児の悩み等について相談支援のための面接を行い、各家庭のニーズに応えた支援を継続して行う。これにより、出産・子育てへの不安軽減や孤立化を防ぐとともに、保護者等の心身の健康の保持増進と健全な育児環境の確保を図る。

※6 生活指導相談学級（あしたば学級）

様々な理由により、長期欠席傾向にある児童・生徒に対し、集団生活や相談活動を通して、自ら学ぶ力、協調性・社会性、自主性・自発性などを育てるとともに、心の安定を図り、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援を行う。

※7 子ども・若者総合相談センター

子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として、幅広い分野にまたがる子供・若者の問題について相談の一次的な受け皿となり、自ら対応が困難な案件については、他の適切な機関に繋いでいく。

※8 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じ、障害者の総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着の促進の取り組み、並びに権利擁護・虐待防止に関する業務を総合的に行う。

(仮称) 北上野二丁目福祉施設基本構想

■問い合わせ先：(仮称) 北上野二丁目福祉施設整備担当
〒111-0021 東京都台東区日本堤2丁目25番8号
(日本堤子ども家庭支援センター内)

電 話：03-6458-1566、03-6458-1565

F A X：03-3873-2617

Email：sisetuseibi-kitaueno-2.5nn@city.taito.tokyo.jp